

富山県高等学校等設置に係る学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更認可に関する審査基準

第1 学校法人の寄附行為を認可する場合

高等学校、中学校、小学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「高等学校等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。

1 施設及び設備について

(1) 高等学校の施設及び設備について

高等学校の施設及び設備は、教育に支障のないよう整備されるとともに、次に掲げる高等学校の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準で定める基準に適合するものであること。

ア 高等学校（イ及びウに掲げる高等学校を除く。） 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号。以下「国高等学校基準」という。）

イ 通信制の課程を置く高等学校（ウに掲げる高等学校を除く。） 国高等学校基準及び高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「国高等学校通信規程」という。）

ウ 通信制の課程のみを置く高等学校 国高等学校通信規程

(2) 中学校の施設及び設備について

中学校の施設及び設備は、教育に支障のないよう整備されるとともに、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号。以下「国中学校基準」という。）の定める基準に適合するものであること。

(3) 小学校の施設及び設備について

小学校の施設及び設備は、教育に支障のないよう整備されるとともに、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号。以下「国小学校基準」という。）の定める基準に適合するものであること。

(4) 幼稚園の施設及び設備について

幼稚園の施設及び設備は、教育に支障のないよう整備されるとともに、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号。以下「国幼稚園基準」という。）及び富山県私立幼稚園の設置認可に関する審査基準（平成6年10月1日施行。以下「県幼稚園基準」という。）の定める基準に適合するものであること。

(5) 幼保連携型認定こども園の施設及び設備について

幼保連携型認定こども園の施設及び設備は、教育及び保育に支障のないよう整備されるとともに、富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山県条例第59号。以下「県認定こども園条例」という。）又は富山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富山市条例第48号。以下「市認定こども園条例」という。）の定める基準に適合するものであること。

(6) 校地（園地を含む。以下同じ。）は、負担付き又は借用のものでなく、申請時において申請者名義の所有権の登記がなされていなければならないこと。ただし、次に掲げる場合において、教育に支障がないと認められるときは、負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。

ア 日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入金に伴う負担付きである場合

イ 借用する校地が、国又は地方公共団体の所有で、学校法人設立後払下げが確実であり、かつ、その物件の価格に見合う資金が寄附される場合

ウ 借用する園地が、地方公共団体又は都市再生機構の所有地で、団地造成計画に基づき幼稚園を設置しようとする場合であって、学校法人設立後買い受けることが確実であり、かつ、その物件の価格に見合う資金が寄附される時。

エ 原則として、校地のうち、高等学校（(1)のウに掲げる高等学校を除く。）にあつては国高等学校基準第13条の表に定める校舎の面積（以下「高校校舎基準面積」という。）、(1)のウに掲げる高等学校にあつては1,200平方メートル（以下「通信制高校校舎基準面積」という。）、中学校にあつては国中学校基準別表の規定により算定した校舎の面積（以下「中学校校舎基準面積」という。）、小学校にあつては国小学校基準別表の規定により算定した校舎の面積（以下「小学校校舎基準面積」という。）、幼稚園にあつては国幼稚園基準別表第一の規定により算定した園舎の面積（以下「幼稚園園舎基準面積」という。）、幼保連携型認定こども園にあつては県認定こども園条例又は市認定こども園条例の規定により算定した園舎の面積（以下「幼保連携型認定こども園園舎基準面積」という。）相当分以上が自己所有であり、借用するその他の校地が開設年度以降20年以上使用できる保証のある場合

オ 借用する校地が、国又は地方公共団体の所有地で、20年以上使用できる保証のある場合

カ 借用する園地が、幼稚園を設置していた宗教法人の境内地であつて、所有権を移転することが当該宗教法人の目的に照らして困難であり、かつ、当該宗教法人から借用するものである場合（原則として長期使用貸借契約を結んでいる場合に限る。）

(7) 校地は、次に掲げる場合には自己所有とみなす。

ア 所有権移転登記ができない場合であっても、申請時まで仮登記され、かつ、開設年度以降確実に登記できる見込みである場合

イ 国又は地方公共団体の所有する土地であつて、申請時まで、寄附行為の認可があれば開設時まで取得できる保証がある場合

ウ 農地転用の許可申請が受理されている場合で、申請時まで仮登記され、開設時まで正式許可がなされる見込みの土地である場合

エ 土地区画整理事業等法令の規定に基づくもので、申請時まで所有権の移転登記ができない土地であつて、開設年度以降に登記ができる場合

(8) 校舎（園舎を含む。以下同じ。）は負担付き又は借用のものでないこと。ただし、

次に掲げる場合において、教育に支障がないと認められるときは、負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。

ア 日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入金に伴う負担付きである場合

イ 借用する校舎が、国又は地方公共団体の所有で、学校法人設立後払下げが確実であり、かつ、その物件の価格に見合う資金が寄附される場合

ウ 借用する校舎が、国又は地方公共団体の所有で、20年以上使用できる保証のある場合

(9) 校舎は、国又は地方公共団体の所有する建物であって、申請時まで、寄附行為の認可があれば開設時まで取得できる保証がある場合には、自己所有とみなす。

(10) 設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、教育に支障のない範囲内の借用である場合は、この限りでない。

(11) 校地は、開設時まで教育に支障のないよう整備されるものであること。

(12) 校舎及び設備を年次計画で整備するときは、当該年次計画が教育に支障のないものであること。

(13) 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

(14) 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。ただし、次に掲げる条件を満たす場合には、設置経費の財源に借入金を充てても差し支えないこと。

ア 日本私立学校振興・共済事業団又は確実な金融機関からの借入金であること。

イ アの借入金について適正かつ実行可能な償還計画があること。

ウ 学校法人の負債に係る償還計画において、各年度の負債償還率（各年度における借入金等返済支出のうち短期借入金（長期借入金の短期借入金化を除く。）を除いた金額と借入金等利息支出の金額との合計額の帰属収入の金額に占める割合をいう。以下同じ。）が20%以下であること。

(15) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建設等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないものとする。

(16) 寄附者が株式会社等の法人の場合は寄附申込書、役員会の決議録その他の資料により、寄附者が個人の場合は寄附申込書、寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実が確認し得る場合に限り当該寄附金を財源に算入するものとし、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金などについては財源に算入しないものとする。

なお、学校法人からの寄附については、当該学校法人の財務状況が広く開示されていること。

(17) 設置経費の財源に国又は地方公共団体の寄附又は補助によるものが予定されている場合は、議会の議決等により、当該寄附の事実が確認し得る場合に限り、既に収納さ

れている寄附金とみなして差し支えないものとする。

- (18) 設置経費の財源に学校法人の寄附によるものが予定されている場合は、次のいずれにも該当する場合に限り、既に収納されている寄附金とみなしても差し支えないものとする。

ア 当該学校法人の理事会において議決がなされているものであること。

イ 財務状況から寄附能力があると認められるものであること。

ウ 申請時以降に寄附を行うことに合理的理由があり、かつ、申請時に寄附ができない理由が明確でやむを得ないと認められるものであること。

エ 認可時までには収納されるものであること。

- (19) 設置経費の財源の保有形態については、現金預金のほか、国債等の有価証券で額面金額が保証されている場合は、当該額面金額を上限として認めるものとする。ただし、申請年度に支払を要する設置経費に相当する額は、申請時において現金預金で収納されていなければならない。

なお、有価証券で保有する財源については、設置経費の支払時期が開設年度以降であり、支払時期が到来するまでに現金化できるものに限ることとする。

2 経営に必要な財産について

- (1) 高等学校等の経常経費は、当該高等学校等の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。
- (2) 設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、高等学校等の開設年度の経常経費に相当する額（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の設置の場合にあつては、経常経費の6箇月分に相当する額以上の額）の寄附金が収納されていること。この場合においては、1の(15)から(19)までを準用すること。
- (3) 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、原則として、生徒納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。
- (4) 校地及び校舎が借用の場合には、(2)にかかわらず、原則として、申請時において開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の財源を保有していること。

3 役員等について

- (1) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。また、単に名目的な者でなく、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならないこと。
- (2) 理事及び監事は、他の学校法人（準学校法人を含む。）の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の学校法人（準学校法人を含む。）の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (4) 役員構成については、教学側の意向が適切に反映されるよう配慮されなければならないこと。
- (5) 理事である評議員以外の評議員について、学校法人の設立後、速やかに選任できる

よう、その候補者が選定されていること。

- (6) 学校法人の事務を処理するため、その設置する高等学校等の規模に応じた職員を置く適切な事務組織が設けられていること。
- (7) 規程の整備を含め、高等学校等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

第2 学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。

1 施設及び設備について

- (1) 申請時において、設置経費の財源として、設置経費に相当する額の寄附金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していること。ただし、第1の1の(14)のアからウまでの条件を満たす場合には、設置経費の財源に借入金を充てても差し支えないこと。
- (2) その他設置経費の財源については、第1の1の(15)から(19)までを準用すること。
- (3) 設置経費の財源に退職給与引当特定預金、減価償却引当特定預金、経常経費として必要な資金等の設置経費の財源として適当と認められないものが含まれていないこと。
- (4) 高等学校等の施設及び設備に係るその他の事項については、第1の1（(14)から(19)までを除く。）を準用すること。ただし、既設の学校から転共用する校舎及び機械、器具等がある場合には、次のとおりとする。

ア 校舎及び機械、器具等の整備に要する経費については、既設の学校からの転共用に係る校舎及び機械、器具等の帳簿価額等からみて相当と認められる範囲内で経費が計上されなくても差し支えないものとする。

イ 既設の学校から転共用する校舎については、次のいずれにも該当する場合に限り、借入金によって整備がなされ、償還中であっても差し支えないものとする。

- (ア) 高校校舎基準面積、通信制高校校舎基準面積、中学校校舎基準面積、小学校校舎基準面積、幼稚園園舎基準面積又は幼保連携型認定こども園園舎基準面積に算入されない校舎であること。
- (イ) 借入金によって整備された校舎の当初の整備目的が当該申請を前提としたものでないことが明らかであり、かつ、申請日の2年前までに整備されていること。
- (ウ) 借入金に対する適正な償還計画が策定され、当該校舎に係る借入金額が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められる範囲内であり、かつ、帳簿価額が借入金額を上回っていること。

2 経営に必要な財産

- (1) 申請時において、高等学校等の開設年度の経常経費に相当する額（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の設置の場合にあっては、経常経費の6箇月分に相当する額以上の額）の寄附金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立て

られた資産を保有していること。この場合には、第1の1の(15)から(19)までを準用すること。

(2) その他経営に必要な財産については、第1の2の(1)、(3)及び(4)を準用すること。

3 役員等について

役員等については、第1の3を準用すること。

4 既設の学校等について

(1) 従来設置している高等学校、中学校、小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校若しくは各種学校（以下「既設の学校等」という。）の施設及び設備が、原則として次に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準で定める基準に適合していること。

ア 第1の1の(1)のアに掲げる高等学校 国高等学校基準

イ 第1の1の(1)のイに掲げる高等学校 国高等学校基準及び国高等学校通信規程

ウ 第1の1の(1)のウに掲げる高等学校 国高等学校通信規程

エ 中学校 国中学校基準

オ 小学校 国小学校基準

カ 幼稚園 国幼稚園基準及び県幼稚園基準

キ 幼保連携型認定こども園 県認定こども園条例又は市認定こども園条例

ク 専修学校 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）及び富山県私立専修学校等設置認可に関する審査基準（平成6年10月1日施行。以下「県専修学校等基準」という。）

ケ 各種学校 各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）及び県専修学校等基準

(2) 既設の学校等の在籍生徒数が原則として収容定員の1.5倍未満であること。

(3) 既設の学校等の在籍生徒数が原則として収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。

(4) 既設の学校等のうち完成年度を超えていないものがある場合は、当該未完成の学校等の設置に係る認可の際の設立計画が確実に履行されていること。

(5) 既設の学校等のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が策定されていることとし、次のとおり取り扱うこととする。

ア 学校法人の資産状況について、負債率（総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合をいう。以下同じ。）が原則として3分の1以下であり、かつ、既設の学校等のための負債に係る償還計画において、申請の日の属する年度の前々年度から完成年度までの各年度の負債償還率が原則として20%以下であること。

イ 負債率が3分の1を超える場合の校地再評価については、原則として不動産鑑定士の評価によるものとする。ただし、路線価等による校地の再評価の場合は、価格の計算方法及び計算根拠について明確であること。

ウ 余裕金等による借入金の繰上償還により負債償還率が20%を超える場合は、その元本分を除いた金額による割合が20%を超えなければ差し支えないこと。

(6) 高等学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

なお、既設の高等学校等の管理運営の状況については、次に掲げる事項に留意する

こと。

ア 法令の規定、当該規定による処分又は寄附行為に基づく登記、届出、報告等の適正な実施

イ 役員間、教職員間又はこれらの者間における訴訟その他の紛争の有無

ウ 日本私立学校振興・共済事業団並びに公益社団法人富山県私学振興会、一般社団法人富山県私立幼稚園・認定こども園振興会及び一般社団法人富山県専修学校各種学校連合会からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租公課（日本私立学校振興・共済事業団が徴収する掛金を含む。）の納付の状況

第3 学校法人が高等学校の課程又は学科を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が高等学校の課程又は学科（以下「課程等」という。）を設置する場合に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。ただし、当該課程等の設置が高等学校の教育条件の向上又は学校法人の運営の改善のために必要かつ適切と認められる特別の事情がある場合であって、課程等の施設及び設備の整備のために要する経費の支出が学校法人の運営上支障とならないものと認められるときは、施設及び設備等に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

1 施設及び設備等について

施設及び設備、役員等並びに既設校等については、第2の1、3及び4を準用すること。

2 経営に必要な財産について

経営に必要な財産については、第1の2の(1)及び(3)を準用すること。

第4 学校法人が専修学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

学校法人が専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」という。）を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、第2を準用して審査する。ただし、専修学校等の校地については、国又は地方公共団体の所有地で、所有権を移転することが困難であり、20年以上にわたり使用できる保証のある場合においては、借用のものであって差し支えないものとする。

第5 設置者の変更に係る学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更を認可する場合

設置者の変更に係る学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、原則として次の基準によって審査する。ただし、設置者の変更は、高等学校等の組織又は施設及び設備等の同一性を保持しつつ行われるものであることから、設置者の変更後の財務状況等を勘案し、負債償還率等に係るこれらの基準を弾力的に取り扱うことができることとする。

1 設置者の変更により高等学校等の設置者となる学校法人の寄附行為の認可について

第1の1の(1)から(10)まで、(13)から(19)まで並びに2の(1)及び(3)を準用すること。

2 設置者の変更により高等学校等の設置者となる学校法人の寄附行為の変更の認可につ

いて

第2の1から3までにおいて準用する第1（1の(1)から(10)まで及び(13)、2の(1)及び3に限る。）並びに第2の1の(1)から(3)まで及び(4)のただし書並びに及び4を準用すること。

- 3 設置者の変更により高等学校等の設置者でなくなる学校法人の寄附行為の変更の認可について

第2の3及び4の(1)を準用すること。

第6 その他

高等学校等の設置に係る寄附行為及び寄附行為の変更の認可後は、当該認可時の計画が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態並びに施設及び設備等の整備の進捗状況を把握するため、原則として当該高等学校等が完成年度に達するまでの間、書類、実地等による調査を毎年度実施すること。

附 則

この審査基準は、平成16年2月24日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成16年11月25日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年3月1日から施行する。